

三重県内の解体工事において 死亡・重篤災害が続発しています

三重県内の解体工事において、令和6年12月以降、死亡災害、重篤な災害が相次いで発生しています。

労働災害を防止するためには、「法令遵守」はもとより、「リスクアセスメントの実施によるリスク低減措置」の徹底を図るとともに、事業者、発注者、関係請負人、労働者等の一人一人が、労働災害防止のための基本ルールを守り、安全衛生活動を展開し、安全衛生行動を確実に実行しましょう。

令和6年 12月 (墜落・転落)	永 久 労働不能	鉄骨造建物の解体工事において、2階の露台で作業中、地上に墜落した。
令和7年 4月 (倒壊・崩壊)	死 亡	木造建物の解体工事において、解体つかみ機を使用し梁を持ち上げたところ、建物が崩れ、付近にいた作業者に激突した。
令和7年 12月 (倒壊・崩壊)	死 亡	建物の解体工事において、掘削した穴の中で、基礎杭撤去に伴う作業中、土砂が崩壊した。

あせるな

いそぐな

おこたるな

三重労働局では、死亡災害の撲滅と死傷災害2,000人未満を目指して
「令和8年死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」
を展開しています。

令和8年 アンダー2000みえ

検索



労働災害を防ぐための安全衛生行動！



あせるな

いそぐな

おこたるな

死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動

(組織または個人の宣言)